

「女性による元気な地域づくり応援講座事業」のよくある質問（FAQ）

●参加者の応募資格等について

Q1. 連続講座の参加者は、女性限定ですか？

A1. 連続講座の参加者（最低 20 名）は、女性にしてください。それを越える人数は女性でなくてもかまいません。

また、講座の一部を公開講座として広く参加者を募る場合、一般の参加者の性別は問いません。

Q2. 行政の担当者は、連続講座の参加者になれるか？

A2. はい。ただし、行政以外の女性の参加を断らないことが条件です。

Q3. 全講座に出席しなければなりませんか？

A3. 原則として毎回参加できる方を参加者としますが、止むを得ず欠席された場合の対応は、実行委員会で決めてください。

Q4. 修了証は発行されますか？

A4. 講座の最終回（予定）に、実行委員会 実行委員長、男女共同参画センターあすばる 館長の連名で発行します。修了証発行の基準や対象者は、実行委員会で決めてください。

●カリキュラムについて

Q5. どのようなカリキュラムにしたらいいか、わからないのですが・・・

A5. 男女共同参画センターあすばるにご相談ください。

Q6. 講師の派遣や紹介はしていただけますか？

A6. 男女共同参画センターあすばるにご相談ください。

Q7. あすばるで報告会はありますか？

A7. 事業の報告会は、平成 30 年 3 月頃に予定しています。連続講座のカリキュラムとして、成果報告会、発表会は各実行委員会で企画してください。

Q8. 台風等、やむを得ない事情で中止になった場合はどうなりますか？

A8. 市町村の開催基準に準じてください。

●助成金について

Q9. 予算を立てたときは助成金上限より少ない金額でしたが、予算額を越えて執行することはでき

ますか？

A9. 交付決定額を越える金額は請求できません。

Q10. 予算の費目間の流用に制限がありますか？

A10. ありません。

Q11. 交付決定額より、執行が下回った場合は、どうなりますか？

A11. 返納してください。

Q12. 講師の謝金の基準を教えてください。

A12. 男女共同参画センターあすばるの基準に従ってください。

Q13. 実行委員が講師となった場合に、謝金を支払うことができますか？

A13. できません。

Q14. 交通費の基準を教えてください。

A14. 市町村の基準に従ってください。

Q15. 交通費込の謝金にしてもいいですか？

A15. かまいませんが、その根拠は明確にしてください。

Q16. 実行委員の交通費も経費にできますか？

A16. 実行委員会、講座、あすばるが主催する会議、研修、報告会など、助成金の対象になります。

Q17. 助成金の対象の食糧費は、どんなものがありますか？

A17. 講師の弁当代（上限あり）、講座や実行委員会で使用する飲み物、お菓子は、助成金の対象になります。

実行委員、講座参加者の弁当代や、懇親会の飲食代（講師含む）は、助成金の対象外です。

Q18. 口座を作る際に、口座名は実行委員会名でなければなりませんか？

A18. 実行委員会名が望ましいですが、この事業専用の口座であることがわかれば、主となる団体名等でもかまいません。

Q19. 領収書の宛先は、実行委員会名でなければ認められませんか？

A19. 原則として、実行委員会名で領収書を取得してください。

Q20. 経費に助成金対象とそうでないものが混在する場合、領収書を分ける必要がありますか？

A20. 必ずしも分ける必要はありません。根拠となる数字が明確にしてください。